

■ 4条1項11号

不服 2023-005388

＜本願商標＞

# シン・クラウド

第42類「サーバーの記録領域の貸与，コンピュータウェブサイトのホスティング，ウェブサーバーの貸与，オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS），コンピュータソフトウェアプラットフォームの提供（PaaS），電子データの保存用記憶領域の貸与，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，デザインの考案，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，ウェブサイトの作成又は保守，機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計，電子計算機・自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「Think Loud」（標準文字）

第42類「コンピュータサイエンス・生物学・医学・医薬品・工学・化学・物理学・史学・科学・技術及び人文科学に関する研究に関する情報の提供，ユーザーがコンピュータサイエンス・生物学・医学・医薬品・工学・化学・物理学・史学・科学・技術・医療・人文科学・法律・ビジネスおよびその他の分野のデータベースに蓄積された情報にアクセスし共有できるようにするためのウェブサイトのホスティング，インターネットサイトにおけるブログ検索用の検索エンジンの提供に関する情報の提供，ウェブサイトの設計・作成又は保守，電子計算機用プログラムの設計・作成又は保守，電子計算機用プログラムの提供」他

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

### (1) 本願商標について

本願商標は、「シン・クラウド」の文字を普通に用いられる方法で横書きしてなるところ、その構成文字に相応して、「シンクラウド」の称呼が生じるものである。また、当該文字は辞書等に載録されている既成の語ではなく、本願商標の指定役務との関係で直ちに特定の意味合いを想起させるともいい難いから、造語として看取されるものである。

したがって、本願商標からは、「シンクラウド」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

### (2) 引用商標について

引用商標は、「T h i n k L o u d」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して、「シンクラウド」の称呼を生じ、「T h i n k」の文字は、「思う」等の意味を、「L o u d」の文字は「うるさい」等を意味するいずれも広く知られた語（いずれも「ベーシックジーニアス英和辞典第2版」株式会社大修館書店）であるから、「うるさいと思う」ほどの観念を生じるものである。

### (3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とは、外観において、その構成態様、文字種等において、明らかな差異があるから、これらは、外観上、著しく相違するものである。

次に、称呼においては、本願商標と引用商標からは、いずれも「シンクラウド」の称呼が生じ、称呼は共通するものである。

また、観念においては、本願商標は特定の観念を生じないものであるのに対し、引用商標は、「うるさいと思う」ほどの観念を生じるものであるから、観念上、これらは相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、「シンクラウド」の称呼を共通にするとしても、外観及び観念において、相紛れるおそれはないから、これらを総合して全体的に考察すると、これらの商標は、非類似の商標というべきである。

### (4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標ではないから、その指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標と引用商標とが類似するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### 弁理士コメント

本願商標「シン・クラウド」と引用商標「Think Loud」は、「シンクラウド」の称呼を共通にするとしても、外観及び観念において、相紛れるおそれはないから、これらを総合して全体的に考察すると、これらの商標は、非類似の商標というべきである、と判断されました。

まず、本願商標「シン・クラウド」は、おそらく近年の「シン・〇〇〇」のネーミング流行にあやかっただけのものと思われます。

このようなネーミングを称呼する際は、「シンクラウド」と一連一気に発声するというよりは、「シン、クラウド」と区切ったような発声となることが多いように思います。一方、「Think」と「Loud」の英単語を結合した引用商標「Think Loud」は、「シンク、ラウド」と区切ったように発声するか、「シンクラウド」と一連一気に発声することが考えられます。

そうであれば、称呼としては実質的に同じであっても、両商標はアクセントの位置や音調が異なるとも考えられますので、より非類似の判断に近づくのも納得できることです。

商標の類否に関しては、「称呼が共通するとしても、総合して全体的に考察すると非類似」という判断が、近年の審決ではあたかも定型のようになされており、中には首をかしげるようなものもありますが、こういった考え方は、本来は本事件のような商標の類否を検討する際に用いるべきであると考えます。

もっとも、引用商標の権利者が「シンクラウド インコーポレイテッド」の表記となっていることを目にしてしまうと、原査定のような判断に至るという点も、心理的には理解できるように思います。審査官も、かなり迷った上での判断となったのではないかと推測されることです。

ちなみに、請求人は、「シン・クラウド」の他にも、「シン・レンタルサーバー」、「シン・ドメイン」、「シン・VPS」、「シン・ブログ」などをすでに商標登録しているようです。

(弁理士 永露 祥生)  
＜2023年11月1日＞